

熊本県公報

号外 第 39 号の 2
平成 14 年 10 月 21 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

@ @

登 載 依 頼

○住民監査請求に基づく監査結果……………(監査委員) 1

登載依頼

熊本県監査委員公告第 20 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づき請求された熊本県職員措置請求（住民基本台帳ネットワークシステムに係る経費支出）について監査を行ったので、同条第 4 項の規定に基づきその結果を公表する。

平成 14 年 10 月 21 日

熊本県監査委員	寺	嶋	建
同	山	本	孝
同	八	浪	行
同	吉	本	児

第 1 熊本県職員（熊本県知事）措置請求の概要

1 請求人

住所 熊本県菊池郡西合志町大字須屋 2001 番地 7

職業 自営業

氏名 神田 公司

住所 熊本県菊池郡大津町大字大津 867 番地

職業 僧侶

氏名 齊藤 真

住所 熊本県菊池郡西合志町大字須屋 1617 番地 2

職業 会社員

氏名 高山 賢輔

住所 熊本県八代市古城町 2527 番地の 27

職業 高校教員

氏名 緒方 幸範

住所 熊本県熊本市上通町 5 番 20-613 号

職業 会社員

氏名 荘野 亮

2 請求日 平成 14 年 8 月 23 日

3 請求の要旨

平成 14 年 8 月 5 日に稼働を開始した住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）は、日本に住んでいて住民登録している日本人全員に他の人と重複しない 11 桁の住民票コードを割り当て、この番号と住民基本台帳に記載された個人情報（氏名・性別・生年月日・住所）を全国の都道府県や市町村を結んだコンピュータネットワークに流通させ、全国どこでも本人確認ができる仕組みである。

この住基ネットを運用するのは市区町村と都道府県、総務省の外郭団体である財団法人地方自治情報センターである。市区町村で集めた本人確認情報は市区町村から都道府県や他の市区町村へ提供され、都道府県は本人確認情報を国の機関や他の都道府県、市区町村へ提供する。住民基本台帳法では、都道府県の仕事を地方自治情報センターが肩代わりすることになっている。

ところで住民基本台帳法附則 1 条 2 項は「この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする」と規定している。これは、住基ネットに個人情報保護の観点から問題が生じうることを認めた上で、政府に「個人情報の保護に万全を期するため」に「所要の措置を」講ずることを義務づけたものである。

現在のように政府による個人情報の保護に万全を期するための速やかな所要の措置を講じないままの稼働では取り返しのつかない被害が生じる。事実 8 月 5 日以降、コンピュータの不具合や住民票コードの誤配、住民票コードが透けて見えるなどのトラブルが続出している。

まさにこの現状は、住基ネットそのものが、住民基本台帳法に違反しており、熊本